12.	主要国・	機関における特許出原	頁政府費用等一覧表	툿									
玉	別				3	5庁							
<u> </u>		*	国		E F	0	中華人民	共 和 国					
経費	施行日	2014.	1. 1		2016		2012.12	. 27					
	出 願 料	US\$ 280	(¥28, 560)	紙電子	€ 210 € 120	(¥23, 940) (¥13, 680)	900 元	(¥13, 500)					
最低必要費用	<ul> <li>・多項従属/V-Lがある場合         <ul> <li>・総出願料 (加算) US\$780</li> <li>・総出願料 (加算) US\$400</li> </ul> </li> <li>を審査料 US\$720</li> <li>・公開手数料 無料</li> <li>・特許発行料 US\$960</li> <li>・期間延長</li> <li>カ月目 : US\$200</li> <li>2カ月目 : US\$600</li> <li>3カ月目 : US\$1,400</li> <li>4カ月目 : US\$2,200</li> </ul>				を超えるか 求料	€ 15/頁	<ul> <li>出願料付加分</li> <li>・31頁から300頁まで</li> <li>・300頁を超える場合</li> <li>・10項を超えるクレーム</li> <li>優先権主張</li> <li>・公開料</li> <li>・審査請求料</li> <li>・計願維持年金*1</li> </ul>	50元/頁 100元/頁 150元/項 80元/件 50元 2,500元 255元 300元					
		4ヵ月目 : 5ヵ月目 :	U\$\$2, 200 U\$\$3, 000										
	200 1 200	登録された年を第	1年目とする	出願した年を第1年目とする			出願した年を第 1 年目とする 900 元   (¥13, 500						
	第1年 第2年						900 元	(¥13, 500) (¥13, 500)					
	第3年 第4年				€ 470 € 585	(¥53, 580) (¥66, 690)	900 元 1,200 元	(¥13, 500) (¥18, 000)					
年	第5年	3年6ヶ月以内に			€ 820	(¥93, 480)	1,200 元	(¥18, 000)					
	第6年 第7年	US\$1, 600	(¥163, 200)		€ 1,050 € 1,165	(¥119, 700) (¥132, 810)	1,200 元 2,000 元	(¥18, 000) (¥30, 000)					
金	第8年				€ 1,280	(¥145, 920)	2,000 元	(¥30, 000)					
4.4		7年6ヶ月以内に US\$3,600	(¥367, 200)		€ 1, 395 € 1, 575	(¥159, 030) (¥179, 550)	2,000 元 4,000 元	(¥30, 000) (¥60, 000)					
特	第11年	0040, 000	(1007, 200)		€ 1,575	(¥179, 550)	4,000 元	(¥60, 000)					
許	第12年 第13年	11年6ヶ月以内に			€ 1,575 € 1,575	(¥179, 550) (¥179, 550)	4,000 元 6,000 元	(¥60, 000) (¥90, 000)					
料	第14年	US\$7, 400	(¥754, 800)		€ 1,575	(¥179, 550)	6,000 元	(¥90, 000)					
A+	第15年 第16年				€ 1,575 € 1,575	(¥179, 550) (¥179, 550)	6,000 元 8,000 元	(¥90, 000) (¥120, 000)					
等	第17年				€ 1,575	(¥179, 550)	8,000 元	(¥120, 000)					
$\sim$	第18年 第19年				€ 1,575 € 1,575	(¥179, 550) (¥179, 550)	8,000 元 8,000 元	(¥120, 000) (¥120, 000)					
	第20年 第21年				€ 1,575	(¥179, 550)	8,000 元	(¥120, 000)					
	第22年												
	<u>第23年</u>   第24年												
	第25年												
	特許権 存続期間 出願日から20年*1				ら20年	E	出願日から20年						
通貨	奥 算 率	US\$1: ¥102	US\$1: ¥102				1元: ¥15						
備	考	<u>されている金額となる</u> <u>は毎年行われる可能性 べき料金額について留</u> *1:1995年6月8日前の出 17年又は出願日から20	でにEP 特許料は	〇に支払	の金額は、登録まう維持料であり、た各国にそれぞれ。	※公開料は出願時に納付しい。 *1:出願維持年金は2010年 なった。							
		終了する方の期間。					1						

	D.I	五庁					ВR	ICS(中国	国を除く)	を除く)		
国	別	大 韓	民国		ブ ラ	ジノ	レ		ロシ	, ア		
経費	施行日	2014.	3. 1		2014	. 3.	1 0		2012.	8. 22		
	出版	紙 W 66,000	(¥6, 072)	紙	R\$ 260			(¥8, 142)	DUD 1 050	(V2, C22)		
	願料	電子 W 46,000	(¥4, 232)	電子	R\$ 175			(¥5, 480)	RUB 1, 650	(¥2, 609)		
		・出願料付加分	W1 000/중1	· 審査請求		D	¢E00	/TE	・出願料付加分	_		
		紙出願の場合	W1,000/頁*1	10クレームす	C	I.	\$590	/ 垻	25以上のクレームの場 (各クレーム当たり			
最			W20,000 (紙) W18,000 (電	11~157	レーム	R	\$100	/項				
		子)							<ul><li>審査請求料</li><li>1の独立クレーム</li></ul>	RUB2, 450		
低			143, 000	16~307	レーム	R	\$200	/項	<ul><li>各独立クレーム当たり</li></ul>	(10以下) RUB1, 950		
必	そ	• 付加料(クレーム毎)	W44,000/垻						・各独立クレーム当たり(11以上) RUB3, 40			
要	_	• 特許登録料	W45, 000	31クレーム以	上	R	\$500	/項	・ ・特許付与手数料	RUB3, 250		
費	の	• 付加料(クレーム毎)		⊬±≣⊬≣⊤Z	e 仁 工 #b #d	D	<b>ゆ</b> つつE		191111111111111111111111111111111111111	1,020, 200		
	他				<b></b>	Л	\$235					
用				- 出願維持年金*1 R\$295/年			/年					
				- Mactrie I	— .		,_55					
		登録された年を第	1年目とする	出	願した年を	第 1 年 目	<b>∃と</b> っ	する	出願をした年を	第1年目とする		
	第1年											
	第2年 第3年				R\$ 780			(¥24, 425)	RUB 850	(¥1, 344)		
年	第4年 第5年	W 40,000 + W 22,000	¥3, 680 + ¥2, 024		R\$ 780 R\$ 780			(¥24, 425) (¥24, 425)	RUB 850 RUB 1, 250	(¥1, 344) (¥1, 976)		
	第6年	×クレーム数/年	×クレーム数/年		R\$ 780			(¥24, 425)	RUB 1, 250	(¥1, 976)		
金	<u>第7年</u> 第8年	W 100,000 + W 38,000	¥9, 200 + ¥3, 496		R\$ 1, 220 R\$ 1, 220			(¥38, 203) (¥38, 203)	RUB 1, 650 RUB 1, 650	(¥2, 609) (¥2, 609)		
	第9年 第10年	× クレーム数/年 W 240.000	× クレーム数/年 ¥22.081		R\$ 1, 220 R\$ 1, 220			(¥38, 203) (¥38, 203)	RUB 2, 450 RUB 2, 450	(¥3, 873) (¥3, 873)		
特	第11年	+ W 55,000	+ ¥5,060		R\$ 1,645			(¥51, 512)	RUB 3, 650	(¥5, 771)		
許	第12年	× クレーム数/年 W 360,000	× クレーム数/年 ¥33, 121		R\$ 1, 645 R\$ 1, 645			(¥51, 512) (¥51, 512)	RUB 3, 650 RUB 4, 900	(¥5, 771) (¥7, 747)		
料		+ W 55,000 ×クレーム数/年	+ ¥5,060 ×クレーム数/年		R\$ 1, 645 R\$ 1, 645			(¥51, 512) (¥51, 512)	RUB 4, 900 RUB 6, 100	(¥7, 747) (¥9, 644)		
	第16年	^ 70─A 数 / 平	へが 女数/ 平		R\$ 2,005			(¥62, 785)	RUB 6, 100	(¥9, 644)		
等	第17年 第18年				R\$ 2,005 R\$ 2,005			(¥62, 785) (¥62, 785)	RUB 6, 100 RUB 6, 100	(¥9, 644) (¥9, 644)		
$\sim$	第19年				R\$ 2,005 R\$ 2,005			(¥62, 785) (¥62, 785)	RUB 8, 100	(¥12, 806) (¥12, 806)		
	第20年 第21年				ηφ ∠, ∪∪5			(ŦUZ, /ÖƏ)	RUB 8, 100 RUB 12, 000	(¥18, 972)		
	第22年 第23年			-					RUB 12, 000 RUB 12, 000	(¥18, 972) (¥18, 972)		
	第24年								RUB 12, 000	(¥18, 972)		
	第25年 午権	出願日から20年	1	出願口か	ら20年*2				RUB 12,000 出願日から20年	(¥18, 972)		
	期間											
通貨	與 算 率	W100: ¥9. 20	(= L=1 A=1 ====		¥31. 31	·	=7 46	A # 46000	RUB1: ¥1.58	WTO be Ref. (- b)		
備	考	※年金の支払は各年毎支払らものとする。 支払うも書・図面、要系える1頁毎に。	が減額され ※通常の約 倍となる。 *1:継続中 りR\$295の	が減額される。 ※通常の納付期限を超える場合は、年金額は2 倍となる。				※2012年8月22日付けで 者がロシア国内居住者が ず一律の料金となった。 年金の支払い期日から6 の手数料は50%増し。	い非居住者かに関わら			

国	別				BR		·国を除く) <sub>い</sub>					
	施行日				2	イン 014.						
<u> 経費</u>		個人以外の法	人(小規模団	本以外)				1休)		個人		
	出願		R 8.800	(¥13, 464)	紙		4, 400	(¥6, 732)	紙	INR 1, 760	(¥2, 693)	
	料	1,24	IR 8,000	(¥12, 240)	電子		4, 000	(¥6, 120)	電子	INR 1, 600	(¥2, 448)	
		- 出願料付加分		(112, 210)	<ul><li>出願料付</li></ul>		4, 000	(10, 120)	<ul><li>出願料作</li></ul>		(12, 110)	
最		・10項を超えるな		760/項	・10項を	超えるかっ	以 紙 INR88	0/項	・10項を	E超えるクレーム 紙 ]	INR352/項	
低		・30頁を超える <sup>5</sup>	電子 INR1		電子 INR800/項 ・30頁を超える場合				・30百 タ		NR320/項	
		0032 CAE7C 0	紙 INR88 電子 INR80		紙 INR440/頁 電子 INR400/頁				***************************************	紙 1	INR176/頁 INR160/頁	
必	7	<ul><li>早期公開請求</li></ul>	电 J INNO	70/ 頁	<ul><li>早期公開</li></ul>	≢ <del>化</del>	电 J INIK+O	0/ 頁	・早期公開		//////// 頁	
要	そ	一种公用间水	紙 INR1 電子 INR1		一州公州	明水	紙 INR6,		- <del>+ M</del> A B	紙	NR2, 750	
費	の	<b>⇔</b> +=+-4	电宁 INKI	2, 500	<b>⇔</b> +=+-1		電子 INR6,	250	<b>⇔</b> -= -= -		NR2, 500	
用	他	• 審査請求		2, 000	・審査請求		紙 INR11		・審査請す	紙	INR4, 400	
			電子 INR20	0, 000			電子 INR10	, 000		電子	INR4, 000	
					出願	出願した年を第1年目とする						
	第1年 第2年	紙	電子		紙電子				紙 電子			
	第3年 第4年	INR 4, 400 (¥6, 73 INR 4, 400 (¥6, 73		(¥6, 120) (¥6, 120)	INR 2, 200 INR 2, 200	(¥3, 366) (¥3, 366)	INR 2,000 INR 2,000	(¥3, 060) (¥3, 060)	INR 880 INR 880	(¥1, 346) INR 8 (¥1, 346) INR 8		
年	第5年 第6年	INR 4, 400 (¥6, 73 INR 4, 400 (¥6, 73		(¥6, 120) (¥6, 120)	INR 2, 200 INR 2, 200	(¥3, 366) (¥3, 366)	INR 2,000 INR 2,000	(¥3, 060) (¥3, 060)	INR 880 INR 880	(¥1, 346) INR 8 (¥1, 346) INR 8	00 (¥1, 224) 00 (¥1, 224)	
金	第7年	INR 13, 200 (¥20, 19 INR 13, 200 (¥20, 19	96) INR 12,000	(¥18, 360) (¥18, 360)	INR 6, 600 INR 6, 600	(¥10, 098) (¥10, 098)	INR 6, 000 INR 6, 000	(¥9, 180) (¥9, 180)	INR 2, 640 INR 2, 640	(¥4, 039) INR 2, 4 (¥4, 039) INR 2, 4	00 (¥3, 672)	
	第9年	INR 13, 200 (¥20, 19 INR 13, 200 (¥20, 19	96) INR 12,000	(¥18, 360) (¥18, 360)	INR 6, 600 INR 6, 600	(¥10, 098) (¥10, 098)	INR 6, 000 INR 6, 000	(¥9, 180) (¥9, 180)	INR 2, 640 INR 2, 640	(¥4, 039) INR 2, 4 (¥4, 039) INR 2, 4	00 (¥3, 672)	
特	第11年	INR 26, 400 (¥40, 39	92) INR 24,000	(¥36, 720)	INR 13, 200	(¥20, 196)	INR 12,000	(¥18, 360)	INR 5, 280	(¥8, 078) INR 4, 8	00 (¥7, 344)	
許	第12年 第13年	INR 26, 400 (¥40, 39 INR 26, 400 (¥40, 39	92) INR 24,000	(¥36, 720) (¥36, 720)	INR 13, 200 INR 13, 200	(¥20, 196) (¥20, 196)	INR 12,000 INR 12,000	(¥18, 360) (¥18, 360)	INR 5, 280 INR 5, 280	(¥8, 078) INR 4, 8 (¥8, 078) INR 4, 8	00 (¥7, 344)	
料	第14年 第15年	INR 26, 400 (¥40, 39 INR 26, 400 (¥40, 39	92) INR 24,000	(¥36, 720) (¥36, 720)	INR 13, 200 INR 13, 200	(¥20, 196) (¥20, 196)	INR 12,000 INR 12,000	(¥18, 360) (¥18, 360)	INR 5, 280 INR 5, 280	(¥8, 078) INR 4, 8 (¥8, 078) INR 4, 8	00 (¥7, 344)	
等	第16年 第17年	INR 44,000 (¥67, 32 INR 44,000 (¥67, 32		(¥61, 200) (¥61, 200)	INR 22, 000 INR 22, 000	(¥33, 660) (¥33, 660)	INR 20,000 INR 20,000	(¥30, 600) (¥30, 600)	INR 8, 800 INR 8, 800	(¥13, 464) INR 8, 0 (¥13, 464) INR 8, 0		
$\smile$	第18年 第19年	INR 44,000 (¥67,32		(¥61, 200) (¥61, 200)	INR 22, 000 INR 22, 000	(¥33, 660) (¥33, 660)	INR 20,000 INR 20,000	(¥30, 600) (¥30, 600)	INR 8, 800 INR 8, 800	(¥13, 464) INR 8, 0 (¥13, 464) INR 8, 0		
	第20年 第21年	INR 44,000 (¥67,32	20) INR 40,000	(¥61, 200)	INR 22,000	(¥33, 660)	INR 20,000	(¥30, 600)	INR 8, 800	(¥13, 464) INR 8, 0	00 (¥12, 240)	
	第22年											
	第24年											
	許権	 出願日から20年	 E		l .				<u> </u>			
	<b>冗</b>											
进貝	換算率	與算率 INR1:¥1.53 ※紙出願にかかる手続料金額は、電子出願				全額の10	%増しの全物	酒とかる				
		VV 477 TT NAV ( ⊂ 10 . 10 . 0) -	」 ポルイエ 立た 10く	元 ] 山原(-)	◇ 14:○ 丁 11以介	1 파다						
備	考											
I)HI	77											

	Dil.	BRICS(中国を除く)			A	SEAN			
国	別	南アフ	リカ	インドネ	シア	シンガポ	ール		
経費	施行日	1998.	1. 1	2014.7	. 3	2014.2.	1 3		
社 其									
	願料	ZAR 590	(¥4, 291)	Rp 750,000	(¥5, 837)	SG\$ 160	(¥12, 012)		
				・出願料付加分 10項を超えるクレーム 超過ページ料 (30頁を超える場合)	Rp50,000/項 Rp5,000/頁	・調査請求料 ・審査請求料 ・調査/審査組合せ請求料	SG\$1, 925 SG\$1, 350 SG\$2, 600		
最				· 実体審査請求料 Rp	2, 000, 000	• 特許付与料	SG\$200		
低						25項を超えるクレーム	SG\$20/項		
必	そ								
要	•								
費	Ø								
Į.	他								
用									
		出願した年を第	1年目とする	 出願した年を第1st	====================================	出願した年を第1年	要とする		
	第1年			Rp 700, 000					
	第2年 第3年			Rp 700, 000 Rp 700, 000					
年	第4年 第5年	ZAR 130 ZAR 130		Rp 1, 000, 000 Rp 1, 000, 000	(¥7, 783) (¥7, 783)	SG\$ 140	(¥10, 510)		
-	第6年	ZAR 130	(¥945)	Rp 1, 500, 000	(¥11, 674)	SG\$ 140	(¥10, 510)		
金	<u>第7年</u> 第8年	ZAR 85 ZAR 85		Rp 2, 000, 000 Rp 2, 000, 000	(¥15, 565) (¥15, 565)	SG\$ 140 SG\$ 270	(¥10, 510) (¥20, 269)		
	第9年	ZAR 100	(¥727)	Rp 2, 500, 000	(¥19, 457)	SG\$ 270	(¥20, 269)		
特	第10年 第11年	ZAR 100 ZAR 120		Rp 3, 500, 000 Rp 5, 000, 000	(¥27, 239) (¥38, 913)	SG\$ 270 SG\$ 350	(¥20, 269) (¥26, 275)		
許	第12年	ZAR 120	(¥873)	Rp 5, 000, 000	(¥38, 913)	SG\$ 350	(¥26, 275)		
	第13年 第14年	ZAR 145 ZAR 145		Rp 5, 000, 000 Rp 5, 000, 000	(¥38, 913) (¥38, 913)	SG\$ 350 SG\$ 490	(¥26, 275) (¥36, 785)		
料	第15年 第16年	ZAR 164 ZAR 164		Rp 5, 000, 000 Rp 5, 000, 000	(¥38, 913) (¥38, 913)	SG\$ 490 SG\$ 490	(¥36, 785) (¥36, 785)		
等	第17年	ZAR 181	(¥1, 316)	Rp 5, 000, 000	(¥38, 913)	SG\$ 600	(¥45, 043)		
$\smile$	第18年 第19年	ZAR 181 ZAR 206	(¥1, 316) (¥1, 498)	Rp 5, 000, 000 Rp 5, 000, 000	(¥38, 913) (¥38, 913)	SG\$ 600 SG\$ 600	(¥45, 043) (¥45, 043)		
	第20年	ZAR 206		Rp 5, 000, 000		SG\$ 710	(¥53, 301)		
	第21年 第22年					SG\$ 950 SG\$ 950	(¥71, 318) (¥71, 318)		
	第23年					SG\$ 950	(¥71, 318)		
	第24年 第25年					SG\$ 950 SG\$ 950	(¥71, 318) (¥71, 318)		
特言 存続		出願日から20年		出願日から20年		出願日から20年			
	9 算 率	ZAR1: ¥7.27		Rp100: ¥0.78		SG\$1: ¥75.07			
備	考	※年金の支払い期日の(1ヵ月まで)はZAR (1ヵ月まで)はZAR い期日から6ヵ月以内	R90,その後は支払 JまでZAR50/月。	※年金に各か-ム当たり以 発生する。 1~3年度まで(各年度当た 4,5年度(各年度当たり) 6年度 7,8年度(各年度当たり) 9年度以降(各年度当たり) 出願から特許付与までの4 から1年以内に支払う。	り)Rp50,000 Rp100,000 Rp150,000 Rp200,000 Rp250,000				

				ASEA	N				
Ξ	国 別	タ	1		フィ	リピン			
経	施行日	2007. 1	0. 1		2012	. 7. 18			
小工	出		0// 400		大規模	 建企業	小規模	莫企業	
	願料	THB 500	(¥1, 469)		PHP 3, 600	(¥7, 711)	PHP 1, 800	(¥3, 856)	
		・審査請求料	THB250	・出願料付加分 ・5項を超えるクレーム		PHP300/項		PHP150/項	
		・公開手数料	THB250	<ul><li>・30頁を超える場合</li></ul>		PHP30/頁		PHP15/頁	
最		•特許付与手数料	THB500						
低				・優先権主張	F	PHP1, 800	PHP900		
-				• 審査請求料	PHP3, 500	PHP1, 750			
必	そ			・特許付与、公告料	F	PHP1, 000		PHP500	
要	· 0								
費	,								
用用	他								
"	'								
		出願した年を第1	年目とする				1		
	<u>第1年</u> 第2年								
	第3年 第4年								
年	第5年	THB 1, 000	(¥2, 938)		PHP 2, 700	(¥5, 783)	PHP 1, 350	(¥2, 892)	
金	<u>第6年</u> 第7年	THB 1, 200 THB 1, 600	(¥3, 525) (¥4, 700)		PHP 3, 600 PHP 4, 500	(¥7, 711) (¥9, 639)	PHP 1, 800 PHP 2, 250	(¥3, 856) (¥4, 820)	
_	第8年	THB 2, 200 THB 3, 000	(¥6, 463) (¥8, 813)		PHP 5, 400 PHP 7, 200	(¥11, 567) (¥15, 422)	PHP 2, 700 PHP 3, 600	(¥5, 783) (¥7, 711)	
特	第10年	THB 4,000	(¥11, 750)		PHP 9,000	(¥19, 278)	PHP 4, 500	(¥9, 639)	
19	第11年 第12年	THB 5, 200 THB 6, 600	(¥15, 276) (¥19, 388)		PHP 11, 600 PHP 14, 400	(¥24, 847) (¥30, 845)	PHP 5, 800 PHP 7, 200	(¥12, 424) (¥15, 422)	
許	第13年	THB 8, 200	(¥24, 088)		PHP 17, 000	(¥36, 414)	PHP 8, 500	(¥18, 207)	
料	第14年 第15年	THB 10, 000 THB 12, 000	(¥29, 376) (¥35, 251)		PHP 20, 700 PHP 24, 300	(¥44, 339) (¥52, 051)		(¥22, 170) (¥26, 025)	
	第16年	THB 14, 200	(¥41, 714)		PHP 27, 800	(¥59, 548)	PHP 13, 900	(¥29, 774)	
等	第17年 第18年	THB 16, 600 THB 19, 200	(¥48, 764) (¥56, 402)		PHP 31, 400 PHP 37, 700	(¥67, 259) (¥80, 753)	PHP 15, 700 PHP 18, 850	(¥33, 629) (¥40, 377)	
_	第19年	THB 22, 000	(¥64, 627)		PHP 45, 300	(¥97, 033)	PHP 22, 650	(¥48, 516)	
	第20年 第21年	THB 25, 000	(¥73, 440)		PHP 54, 300	(¥116, 311)	PHP 27, 150	(¥58, 155)	
	第22年 第23年								
	第24年								
<u> </u>	第25年								
有	持計権 字続期間	出願日から20年		出願日から20年					
通貨	貨換 算 率	THB100: ¥293.76		PHP1:	¥2. 14				
備	考			※5項を超える各クレーム当たり年金の加算料金として、毎年PHP350企業はPHP175)が加算される。 年金は前払いであり、最初の年金は出願公開日から4年目の対応日まする。 年金の支払期日から6ヵ月以内の遅延支払の手数料はPHP350/年。					

_					SEAN					
玉			ベトナム	-		マレ	ーシァ			
経	施行日費		2009.2.4	<u> </u>		2011	. 2. 15			
	出	紙	VND 180, 000	(¥823)	紙		MYR 290	(¥7, 188)		
	願料	紙(データ有)	VND 150, 000	(¥685)	電子	<u>.</u>	MYR 260	(¥6, 444)		
		電子	VND 100, 000	(¥457)	・出願料付加欠 10項を超え		· 電子 MYR20/I	佰		
			は、1独立クレーム:	L 当たりの料金と	1			*		
最		なる。) ・出願料付加分			・実体審査請求	は料 紙 電子				
低		超過ページ料 (6頁以降)	VND	12,000/頁	・修正実体審査	語求料 紙	MYR640			
		•優先権主張	VND 6	600.000/件		電子	MYR600			
必	そ	•公開手数料		120,000	• 付与証明書系	行	無料			
要	の	2番目以降の図		0 60,000/図						
費	他	・審査請求料(調								
用		独立クレーム当	たり VND	540,000/項						
		・付与手数料 2項目以降の		120,000						
		独立ケレーム当		100,000/項						
		・登録及び公告料	斗 VND 図面に付き VND	240,000						
		2番日以降の	区国ICNS VND	120,000/区						
		出願し	た年を第1年目	とする	登録された年を第1年目とする					
	第1年 第2年		VND 300, 000	(¥1, 371) (¥1, 371)	紙 MYR 290	(¥7, 188)	電子	۲ (¥6, 444)		
	第3年		VND 300, 000 VND 480, 000	(¥2, 193)	MYR 360	(¥8, 923)	MYR 260 MYR 330	(¥8, 179)		
年	<u>第4年</u> 第5年		VND 480, 000 VND 780, 000	(¥2, 193) (¥3, 564)	MYR 420 MYR 490	(¥10, 410) (¥12, 145)	MYR 390 MYR 460	(¥9, 667) (¥11, 402)		
	第6年		VND 780, 000 VND 1, 200, 000	(¥3. 564) (¥5. 484)	MYR 560 MYR 640	(¥13, 880) (¥15, 863)	MYR 520 MYR 600	(¥12, 889) (¥14, 872)		
金	第8年		VND 1, 200, 000	(¥5, 484)	MYR 690	(¥17, 102)	MYR 650	(¥16, 111)		
特	第9年 第10年		VND 1, 800, 000 VND 1, 800, 000	(¥8, 225) (¥8, 225)	MYR 760 MYR 820	(¥18, 837) (¥20, 325)	MYR 720 MYR 780	(¥17, 846) (¥19, 333)		
	<u>第11年</u> 第12年		VND 2, 520, 000 VND 2, 520, 000	(¥11, 515) (¥11, 515)	MYR 890 MYR 940	(¥22, 060) (¥23, 299)	MYR 850 MYR 900	(¥21, 068) (¥22, 307)		
許	第13年 第14年		VND 2, 520, 000 VND 3, 300, 000	(¥11, 515) (¥15, 080)	MYR 1, 100 MYR 1, 250	(¥27, 265) (¥30, 983)	MYR 1,050 MYR 1,200	(¥26, 025) (¥29, 743)		
料	第15年		VND 3, 300, 000	(¥15, 080)	MYR 1, 350	(¥33, 461)	MYR 1,300	(¥32, 222)		
等	第16年		VND 3, 300, 000 VND 4, 200, 000	(¥15, 080) (¥19, 192)	MYR 1, 660 MYR 1, 900	(¥41, 145) (¥47, 093)	MYR 1, 600 MYR 1, 850	(¥39, 658) (¥45, 854)		
~	第18年 第19年		VND 4, 200, 000 VND 4, 200, 000	(¥19, 192) (¥19, 192)	MYR 2, 200 MYR 2, 500	(¥54, 529) (¥61, 965)	MYR 2, 100 MYR 2, 400	(¥52, 051) (¥59, 486)		
	第20年 第21年		VND 4, 200, 000	(¥19, 192)	MYR 2, 700	(¥66, 922)	MYR 2,600	(¥64, 444)		
	第22年									
	第24年									
4	第25年 寺許権	出願日から20	7.年		中間口からり	0.年				
存	続期間				出願日から2					
通貨	換算率	VND100:		加入一たっ		¥24. 79		O T # Jol 1		
		※年金は1独立な	フレーム当たりの	料金である。	※年金の支払耳  100%増し。	目から6ヵ月	月以内の遅延支払	4の手数料は		
備	考									

Г							EPC加	盟国			
	玉	別		英	国	١	・イ	ツ		フラン	, ス
経		施行日		2014.	4. 1		2014.	4. 1		2015.	7. 1
47	Д.	出	紙	£ 30	(¥4, 020)	紙 € 60 (¥6,840)			紙	€ 36	(¥4, 104)
		願料	電子	£ 20	(¥2, 680)	電子	€ 40	(¥4, 560)	電子	€ 26	(¥2, 964)
		ተተ	▪調査料	(紙)	£150.00	・出願料	付加分		・出願料	[] 付加分	
			▪調査料	(電子)	£130.00	10項を	超えるクレーム テ 電	紙 €30/項 ②子 €20/項	10項を	超えるクレーム	€ 42/項
				求料(紙)	£100.00		TE.		•調査料		€ 520
	最		* 番耳胡	求料(電子)	£80.00	▶調査料		€300	•特許発	行料	€ 90
	低					· 審査請		€150			
	必	7				(9 61-	調査がされて	いる場合)			
	要	そ				・審査請	求料 「されていない	€350 <b>\</b> 場合)			
	女	の				(四月五73	C40 C0 "&0	790 🗆 7			
	費	他									
	用										
H			山岡口	たたた笠 1	年目とする	山岡口	た年太笠 1	年目とする			
		第1年	山原し	た中で第一	#8690	山原し	た中で毎1	#HC30			
		第2年					€ 70	(¥7. 980)		€ 38 € 38	(¥4, 332) (¥4, 332)
	_	第3年					€ 70	(¥7, 980)		€ 38	(¥4, 332)
	年	第5年 第6年		£ 70 £ 90			€ 90 € 130	(¥10, 260) (¥14, 820)		€ 38 € 76	(¥4, 332) (¥8, 664)
	金	第7年 第8年		£ 110 £ 130			€ 180 € 240	(¥20, 520) (¥27, 360)		€ 96 € 136	(¥10, 944) (¥15, 504)
		第9年		£ 150	(¥20, 100)		€ 290	(¥33, 060)		€ 180	(¥20, 520)
	特	第10年 第11年		£ 170 £ 190	(¥22, 780) (¥25, 460)		€ 350 € 470	(¥39, 900) (¥53, 580)		€ 220 € 260	(¥25, 080) (¥29, 640)
	許	第12年 第13年		£ 210 £ 250	(¥28, 140) (¥33, 500)		€ 620 € 760	(¥70, 680) (¥86, 640)		€ 300 € 350	(¥34, 200) (¥39, 900)
	料	第14年		£ 290	(¥38, 860)		€ 910	(¥103, 740)		€ 400	(¥45, 600)
1		第16年		£ 350 £ 410	(¥46, 900) (¥54, 940)		€ 1,060 € 1,230	(¥120, 840) (¥140, 220)		€ 450 € 510	(¥51, 300) (¥58, 140)
	等	第17年 第18年		£ 460 £ 510	(¥61, 640) (¥68, 340)		€ 1,410 € 1,590	(¥160, 740) (¥181, 260)		€ 570 € 640	(¥64, 980) (¥72, 960)
	<u> </u>	第19年		£ 560 £ 600	(¥75, 040)		€ 1, 760 € 1, 940	(¥200, 640)		€ 720 € 790	(¥82, 080) (¥90, 060)
		第21年		£ 600	(¥80, 400)		€ 2,650	(¥302, 100)		€ 940	(¥107, 160)
		第22年 第23年		£ 700 £ 800	(¥107, 200)		€ 2, 940 € 3, 290			€ 940 € 940	(¥107, 160) (¥107, 160)
		第24年 第25年		£ 900 £ 1,000	(¥120, 600)		€ 3, 650 € 4, 120	(¥416, 100)		€ 940 € 940	(¥107, 160) (¥107, 160)
r	特許	午権	出願日か	<u> </u>	(+104, 000)	出願日の	<del>で 4, 120</del> 翌日から 2		出願日か	<u>・</u> ら20年	(+107, 100)
通		存続期間 ロッパラン 0 年 貨 換 算 率			¥114			¥114			
	際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許を出願した年を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年			の納付すが 特許の出り 特許公報!	べき最初の特 額日を第1年 こ公示された	指定国とした際 持許料は、欧州 □目とし、欧州 □翌年の年金か	際の納付 州特許の 州特許公	すべき最初の 出願日を第1 報に公示され	を指定国とした 特許料は、欧 年目とし、欧 た翌年の年金		
備		考	の年金かり	ら支払う。		ら支払う。	·			、非営利団体	及び従業員 業は、上記料金
						•			•		

### AS\$ 470 (Y36,386)			Dil.			その	)他				
### AS\$ 470 (¥36,386)		国	別		オースト	ラリア	カナ	ダ			
展	_ 経	費	施行日		2012. 1	2. 1	2010. 1	0. 1			
## 電子 AS\$ 370 (*28.645)  - 審査請求料 AS\$490  - 審査請求料 AS\$490  - ***********************************				紙	AS\$ 470	(¥36, 386)	C\$ 400	(¥31, 200)			
※オーストラリア特許庁が   IPER (国際予信審査報告書)					·	, , ,	·	, , ,			
展				• 番査請	<b>求料</b>	AS\$490	・番査請求料 	•			
任 ・特許発行料 AS\$250 (明細書及び図面が100頁を 超える場合)							- 特許登録料 C\$300				
<ul> <li>低 ・特許発行料 20項を超えるクレーム AS\$110/項</li> <li>皮 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で</li></ul>	f	最		を作成し	た場合の審査請え	於料 AS\$300					
世界	1.	氐						-			
要 の 費 他 用	ı,	必	_	20項で)	但んのプレ 五	A0ψ110/ 均					
### ALM順をした年を1年目とする 出願した年を第1年目とする     **********************************	3	亜	7								
### ### ### ### ### ### #############			の								
第1年 第2年 第3年 第4年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5	1	買	他								
第1年 第2年 第3年 第4年 年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 100 (¥7,800) 第6年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第7年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第8年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第9年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第13年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第14年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第17年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061)	F	Ħ									
第1年 第2年 第3年 第4年 年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 100 (¥7,800) 第6年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第7年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第8年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第9年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第13年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第14年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第17年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061)											
第1年 第2年 第3年 第4年 年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 100 (¥7,800) 第6年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第7年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第8年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第9年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第13年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第14年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第17年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061)											
第1年 第2年 第3年 第4年 年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 100 (¥7,800) 第6年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第7年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第8年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第9年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第13年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第14年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第17年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061)											
第1年 第2年 第3年 第4年 年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 100 (¥7,800) 第6年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第7年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第8年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第9年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第13年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第14年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第17年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061)											
第2年 第3年				本比	出願をした年を	1年目とする	出願した年を第1	年目とする			
年 第4年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 100 (¥7,800) 第6年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 金 第7年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第8年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第9年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第10年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 特 第10年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第14年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第18年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第20年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第24年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第24年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第25年 AS\$ 2,300 (¥178,061) \$250 (¥178,061) \$250 (¥178,061) \$250 (¥178,061) \$250 (¥178,06											
年 第5年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 100 (¥7,800) 第6年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 金 第7年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第8年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第9年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第9年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第10年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第13年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第20年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第20年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第23年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第25年 AS\$ 2,300 (¥178,061) \$20 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40											
金 第7年 AS\$ 300 (¥23, 225) C\$ 200 (¥15, 600) 第8年 AS\$ 300 (¥23, 225) C\$ 200 (¥15, 600) 第9年 AS\$ 300 (¥23, 225) C\$ 200 (¥15, 600) 第10年 AS\$ 300 (¥23, 225) C\$ 200 (¥15, 600) \$\$ 10年 AS\$ 300 (¥23, 225) C\$ 200 (¥15, 600) \$\$ 11年 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) \$\$ 112年 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) \$\$ 1124 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) \$\$ 1144 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) \$\$ 1154 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) \$\$ 1154 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) \$\$ 1154 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) \$\$ 1154 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) \$\$ 1154 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) \$\$ 1154 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) \$\$ 1154 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) \$\$ 1154 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) \$\$ 1154 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) \$\$ 1154 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) \$\$ 1154 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) \$\$ 1154 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) \$\$ 1154 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) \$\$ 1154 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) \$\$ 1154 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) \$\$ 1154 AS\$ 2,300 (¥178, 061) \$\$ 1152 AS\$ 2,300 (¥178, 061) \$\$ 1152 AS\$ 2,300 (¥178, 061) \$\$ 1152 AS\$ 2,300 (¥178, 061) \$\$ 1154 AS\$ 2,300 (¥178, 061)	ź	年	第5年				C\$ 100	(¥7, 800)			
第8年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第9年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第10年 AS\$ 300 (¥23,225) C\$ 200 (¥15,600) 第11年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第14年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第14年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第17年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第25年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第26年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第27年	ے ا	숙									
特 第10年 AS\$ 300 (¥23, 225) C\$ 200 (¥15, 600) 第11年 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) 第13年 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) 第13年 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) 第14年 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) 第14年 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) 第15年 AS\$ 500 (¥38, 709) C\$ 250 (¥19, 500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 250 (¥19, 500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) 第17年 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) 第18年 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) 第20年 AS\$ 1,120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178, 061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178, 061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178, 061) 第23年 AS\$ 2,300 (¥178, 061) 第24年 AS\$ 2,300 (¥178, 061) 第25年 AS\$ 2,300 (¥178, 061) 第26年 AS\$ 2,300 (¥178, 061) 第27年 AS\$ 2,300 (¥178, 061)	,	) F	第8年		AS\$ 300	(¥23, 225)	C\$ 200	(¥15, 600)			
第11年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第14年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第14年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第18年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第23年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第25年 AS\$											
第12年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第13年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第15年 AS\$ 500 (¥38,709) C\$ 250 (¥19,500) 第16年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第17年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第18年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第18年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第20年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第23年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第23年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第25年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第25年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第25年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第26年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第27年 AS\$ 2,300 (¥178,	4	诗									
## # ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## #	l <u>-</u>		-1-								
料 第15年       AS\$ 500       (¥38,709)       C\$ 250       (¥19,500)         第16年       AS\$ 1,120       (¥86,708)       C\$ 450       (¥35,100)         第17年       AS\$ 1,120       (¥86,708)       C\$ 450       (¥35,100)         第18年       AS\$ 1,120       (¥86,708)       C\$ 450       (¥35,100)         第19年       AS\$ 1,120       (¥86,708)       C\$ 450       (¥35,100)         第20年       AS\$ 1,120       (¥86,708)       C\$ 450       (¥35,100)         第21年       AS\$ 2,300       (¥178,061)       (¥35,100)         第22年       AS\$ 2,300       (¥178,061)       (¥35,100)         第23年       AS\$ 2,300       (¥178,061)       (¥35,100)         第24年       AS\$ 2,300       (¥178,061)       (¥178,061)         第25年       AS\$ 2,200       (¥178,061)       (¥178,061)         第25年       AS\$ 2,200	Ē	Ŧ	第13年		AS\$ 500	(¥38, 709)	C\$ 250	(¥19, 500)			
第16年 AS\$ 1, 120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) 第17年 AS\$ 1, 120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) 第18年 AS\$ 1, 120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) 第19年 AS\$ 1, 120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) 第19年 AS\$ 1, 120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) 第20年 AS\$ 1, 120 (¥86, 708) C\$ 450 (¥35, 100) 第21年 AS\$ 2, 300 (¥178, 061) 第22年 AS\$ 2, 300 (¥178, 061) 第23年 AS\$ 2, 300 (¥178, 061) 第23年 AS\$ 2, 300 (¥178, 061) 第25年 AS\$ 2, 300 (¥178, 061) 第26年 AS\$ 2, 300 (¥178, 061) 第27年 AS\$ 2	7	kal									
等 第17年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第20年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第23年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第23年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第24年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第25年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第26年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第26年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第27年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第26年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第27年 AS\$ 2,3	1	F <del>1</del>									
第18年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第20年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第23年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第25年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第25年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第26年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第27年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第27年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第28年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第29年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第22年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第23年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第24年 AS\$ 2,300 (¥17	4	等									
第19年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第20年 AS\$ 1,120 (¥86,708) C\$ 450 (¥35,100) 第21年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第23年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第24年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第25年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第26年 AS\$ 2,300 (¥178,061) 第27日 AS\$	Ι `		第18年		AS\$ 1, 120	(¥86, 708)	C\$ 450	(¥35, 100)			
第21年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       第22年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       第23年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       第24年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       第25年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       特許権     存続期間     特許日*1から20年       過貨換算率     A\$1: ¥77.42     出願日から20年*1       ※上記は"a standard patent"取得時にかかる費用。 ※権利期間の延長は最長で5年。 ※年金は前払いであり、最初の手数料は出願目から4年目の対応日までにおこなう。また、年金額は電子的手続きによる場合の費用。それ以外の場合は各A\$\$50増しとなる。ま1・1989年10月1日前の出願は特許発行日から17年間。       指     オースル以外の場合は各A\$\$50増しとなる。ま1・1時日とは関連する完全明細書の提出日、又は規則が前記と異なる日を特許日に決定するよう規定している場合、規則によって決定	`		第19年		AS\$ 1,120		C\$ 450	(¥35, 100)			
第22年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       第23年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       第24年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       第25年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       第25年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       特許權     特許日*1から20年     出願日から20年*1       万続期間     大部日*1から20年       ※上記は "a standard patent" 取得時にかかる費用。※権利期間の延長は最長で5年。※年金は前払いであり、最初の手数料は出願日から4年目の対応日までにおこなう。また、年金額は電子的手続きによる場合の費用。それ以外の場合は各AS\$50増しとなる。*17年間。     ※11989年10月1日前の出願は特許発行日から17年間。       第1時計日とは関連する完全明細書の提出日、又は規則が前記と異なる日を特許日に決定するよう規定している場合、規則によって決定	1						C\$ 450	(¥35, 100)			
第23年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       第25年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       特許権存続期間     特許日*1から20年     出願日から20年*1       通貨換算率     A\$1: ¥77.42     C\$1: ¥78       ※上記は"a standard patent"取得時にかかる費用。※権利期間の延長は最長で5年。※年金は前払いであり、最初の手数料は出願日から4年目の対応日までにおこなう。また、年金額は電子的手続きによる場合の費用。それ以外の場合は各AS\$50増しとなる。*1特許日とは関連する完全明細書の提出日、又は規則が前記と異なる日を特許日に決定するよう規定している場合、規則によって決定     *1:1989年10月1日前の出願は特許発行日から17年間。											
第24年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       第25年     AS\$ 2,300     (¥178,061)       番 貨 換 算 率     A\$1: ¥77.42     C\$1: ¥78       備     A\$1: ¥77.42     C\$1: ¥78       ※上記は "a standard patent" 取得時にかかる費用。 ※推利期間の延長は最長で5年。 ※年金は前払いであり、最初の手数料は出願目から4年目の対応日までにおこなう。また、年金額は電子的手続きによる場合の費用。それ以外の場合は各A\$\$50増しとなる。*1特許日とは関連する完全明細書の提出日、又は規則が前記と異なる日を特許日に決定するよう規定している場合、規則によって決定	Ī										
特許権 存続期間 特許日*1から20年 出願日から20年*1  通貨換算率 A\$1: ¥77.42			第24年		AS\$ 2, 300	(¥178, 061)					
存続期間	$\vdash$	特許		#+=+ ·		(¥178, 061)	山區口水之。				
※上記は "a standard patent"取得時にか かる費用。 ※権利期間の延長は最長で5年。 ※年金は前払いであり、最初の手数料は出願 日から4年目の対応日までにおこなう。ま た、年金額は電子的手続きによる場合の費 用。それ以外の場合は各AS\$50増しとなる。 *1特許日とは関連する完全明細書の提出日、 又は規則が前記と異なる日を特許日に決定す るよう規定している場合、規則によって決定		存続	期間	特許日*	から20年		山嶼日から20年*				
かる費用。 ※権利期間の延長は最長で5年。 ※年金は前払いであり、最初の手数料は出願日から4年目の対応日までにおこなう。また、年金額は電子的手続きによる場合の費用。それ以外の場合は各AS\$50増しとなる。 *1特許日とは関連する完全明細書の提出日、又は規則が前記と異なる日を特許日に決定するよう規定している場合、規則によって決定	通	貨技	9 算率	·			•				
される日(特許法65条)。	備	備考		か然※日た用*1又るの権年か、。特はよう年で計規は「対した」のでは、これにはよりには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ	。 間の延長は最長で 前払いでありまで 目の対応日まで 額は電子合い は外の場連する とは 前記と が前記といる まで である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である	で5年。 最初の手数料は出願におこなう。まきによる場合のの事数との事業 におこる場合のの表 きによる場合の表 を明細書のと提出を出 日を特許日に決定す 規則によってま	額。 *1:1989年10月1日前の出				

		D.I				その	他					
	围	別		台		湾		香	ř	·····································		
 経	費	施行日		2014.	1	1. 6	2 (	13.	12.	1 3		
小工	具	田	紙	NT\$ 3.50	00	(¥11, 353)						
		願	電子	NT\$ 2, 90		(¥9, 406)	HK\$ 3	80	(	¥5, 000)		
	-	料	电丁 ・審査請求			NT\$7.000	(上記のHK\$	3801\$.	 指定特詞	午出願の登	緑	
			•超過/	ページ料		NT\$500/50頁	請求料に相当		7676176		-1.	
				要図面、明細 )頁を超える <sup>は</sup>			<ul><li>登録請求の</li></ul>	D公告料		HK\$68		
最	킾		•10項を	を超えるクレーノ	4	NT\$800/項	・ 指定特許 <i>の</i>	1. 単名な	プ┼亜油+	ᆂᆉᄼᅥ		
但	E.						請求料			HK\$380		
			<ul><li>特許発行</li></ul>	<b>亍料</b>	N.	T\$1,000	・上記請求の	D公告料		HK\$68		
业	<i>'</i>	そ					・標準特許と	出願の出	願維持(			
要	<u> </u>	Ø								HK\$270/年	Ē	
曹	₽	0)										
		他										
月	1											
	ļ		公告			年目とする	指定特許	出願年	を第1年	F度とする	ı	
	-	<u>第1年</u> 第2年		NT\$ 2, NT\$ 2,		(¥8, 109) (¥8, 109)					_	
		第3年		NT\$ 2,	500	(¥8, 109)						
	.	第4年		NT\$ 5,		(¥16, 218)		HK\$ 540		(¥7, 1		
年		第5年 第6年		NT\$ 5, NT\$ 5,	000	(¥16, 218) (¥16, 218)		HK\$ 540		(¥7, 1 (¥7, 1		
金	<u>,</u>	第7年		NT\$ 8,		(¥25, 949)		HK\$ 540		(¥7, 1		
	_	第8年		NT\$ 8,		(¥25, 949)		HK\$ 540		, , , , ,	05)	
	-	第9年		NT\$ 8,		(¥25, 949)		HK\$ 540		(¥7, 1		
特	<del>}</del>	第10年 第11年		NT\$ 16, NT\$ 16.		(¥51, 898) (¥51, 898)		HK\$ 540		(¥7, 1 (¥7, 1	_	
	_	第12年		NT\$ 16,		(¥51, 898)		HK\$ 540		(¥7, 1	/	
許	F	第13年		NT\$ 16,		(¥51, 898)		HK\$ 540			05)	
米	. [	第14年		NT\$ 16,		(¥51, 898)		HK\$ 540		(¥7, 1		
不	*	第15年		NT\$ 16,		(¥51, 898)		HK\$ 540		(¥7, 1	_	
等	<sub> </sub>	第16年 第17年		NT\$ 16, NT\$ 16,		(¥51, 898) (¥51, 898)		HK\$ 540 HK\$ 540		(¥7, 1 (¥7, 1		
1	'	第18年		NT\$ 16,		(¥51, 898)		HK\$ 540		(¥7, 1		
_	_	第19年		NT\$ 16,		(¥51, 898)		HK\$ 540		(¥7, 1	_	
1		第20年		NT\$ 16,		(¥51, 898)		HK\$ 540	)	(¥7, 1	05)	
1	-	第21年		NT\$ 16,		(¥51, 898)			-		_	
1	ŀ	第22年 第23年		NT\$ 16, NT\$ 16,		(¥51, 898) (¥51, 898)			+		$\dashv$	
1	ŀ	第24年		NT\$ 16,		(¥51, 898)						
		第25年		NT\$ 16,		(¥51, 898)						
	特許	F権 期間	出願日か	ら20年			指定特許出	願日か	620 <sup>4</sup>	¥		
			NT\$100:	¥324 36			HK\$1: ¥	13 16				
	- 17	- 21° 1°			ţ	小企業等である	※上記は標準		担味!	いかる弗田		
							※上記は標4					
1						領することを要求						
1			できる。			· •	年上記の出願					
1							ならない。					
備	<b>黄</b> 考											
1		آ ا										
1												
							田本は田 ひが杜					

<sup>(</sup>資料) 特許庁「平成28年度外国産業財産権侵害対策等支援事業」による調査結果及び特許庁調べ。

問合せ先:国際協力課

<sup>(</sup>備考) 注1:一部の料金については、施行日よりも前に適用になっているものもあります。

注2:表中の通貨の換算率は、平成28年10月20日付「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」(日本銀行ウェブサイト)によります。 注3:情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁まで御連絡下さいますようお願い申し上げます。 なお、本情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負う事ができませんので予め御了承願います。